に相なろうと思います。」

112　自衛権と先制攻撃・自衛の関係

【要旨】先制攻撃・自衛は、武力攻撃が発生しておらず、自衛権の要件を充たさない。

昭四三（一九六八）・三・二七〔五八回　参・予算〕

【参照条文】国連憲章五一　自衛三Ⅰ

【議論の背景】安保条約五条の共同防衛と六条の基地提供をめぐる解釈を背景に、アメリカは先制攻撃・自衛をやっているのではないかという立場から、日本も同じことをするのかどうかが問題にされた。

【答弁】

○森中守義議員　日本の自衛権発動の態様は、アメリカと同じか。

○高辻正巳内閣法制局長官　「武力攻撃が発生するに先立って先制攻撃、いわゆる先制防御といいますか、とにかくこちらから、防衛の実を全うするために、攻撃がある前にこちらから手を出すということができるかできないかという問題でございますが、……わが国の自衛権というものについては、要するに、外国から急迫不正な侵害があった場合に、わが国民の安全と生存を保持するというのが目的でございますので、侵害がないのにこちらから手を出す、極端な場合には、国際紛争を武力で解決するということになりましょうが、そういうことは憲法が許さない。……ところで、アメリカのほうは、そうは言ってもそうはいかぬじゃないかということでございますが、アメリカのほうも、……国連憲章の根拠に基づいて発動をするわけでございますから、『武力攻撃が発生した場合には』ということになります。現実の事態はそうではないではないかという仰せでございますが、これは私が答弁する限りではないと思いますが、この『武力攻撃が発生した場合』ということについてあるいは認識の相違があるのかもしれません。しかし、いずれにしましても、国連憲章そのものは武力攻撃が発生した場合にのみ集団的自衛権あるいは個別的自衛権の発動を認めておるということを、私の答弁する限りでは、そこまで申し上げる以外はございません。」

113　自衛権の発動と自衛隊法七六条の防衛出動の関係

【要旨】「武力攻撃のおそれ」の段階で防衛出動できるが、自衛権を発動するのはその要件に該当した場合である。

昭四四（一九六九）・七・一〇〔六一回　参・内閣〕

【参照条文】自衛七六Ⅰ・八八

【議論の背景】自衛隊法七六条の防衛出動に関する法的見解が論じられるなかで、防衛出動と自衛権の発動の関係、自衛権の発動と自衛隊法の関係が問題にされた。

【答弁】

○山崎昇議員　自衛隊法七六条の防衛出動と自衛権の発動は、どのような関係にあるのか。

○真田秀夫内閣法制局第一部長　「自衛隊法の七十六条には、『（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）』とございまして、そういう〔外部からの武力攻撃の〕おそれのある事態のもとにおいて防衛出動することはございますが、しかし、おそれのある事態のもとにおいて行なわれた防衛出動が直ちに自衛権の現実の行使になるというものではございませんで、いわば自衛権を行使するためには、常々申しておりますような厳重な要件があります。その要件に該当して初めておそれのあるという事態のもとで防衛出動し、自衛隊がそういう厳重な要件を備えるという事態に至って、その段階において現実に自衛権を行使する、こういうかっこうになります。」

114　自衛権の発動と武力攻撃の発生

【要旨】自衛権の発動は、武力攻撃が開始した場合に行われる。

昭四五（一九七〇）・三・一八〔六三回　衆・予算〕

【参照条文】国連憲章五一　自衛七六Ⅰ・八八

【議論の背景】自衛隊法七六条の「武力攻撃のおそれのある場合」の意義に関する楢崎弥之助議員の質問に対して、自衛権は武力攻撃発生の場合に発動される旨の政府統一見解が示された。その見解の趣旨をめぐって論議が行われた。

【答弁】

○楢崎弥之助議員　自衛権の発動は、武力攻撃が開始された場合か。

○高辻正巳内閣法制局長官　「武力攻撃が発生した場合というのは、……国際法なり何なりに出ておることでございますから、それを言いかえているだけのことでございます。要するに、……武力攻撃が発生した場合、つまり始まった場合、これをいうので、現実の侵害が発生した後でなければならぬということもないし、武力攻撃のおそれがある場合であるというわけでもない。」

115　自衛権と専守防衛の範囲

【要旨】個別的自衛権のうち必要最小限度のものと専守防衛は、ほぼ等しい。

③B

出典：憲法答弁集［1947－1999］（信山社出版，2003）
平成27年4月2日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会・小西洋之